

公共浄化槽設置希望者を募集します

公共浄化槽等整備推進事業

＜上下水道部 施設課＞

海や川など公共用水域の水質保全、トイレの水洗化による生活環境の向上などを図るため、浄化槽設置を希望される方に、市が浄化槽を設置し、維持管理を行っています。

対象区域

公共浄化槽の設置対象区域は、上下水道部施設課内に備え付けの「浄化槽処理促進区域図」で示された区域となっています。申請の前に、設置希望箇所（地図、地番）を示した資料をご用意いただき、上下水道部施設課までお問い合わせください。

令和8年度中の設置分の申請書受付期限

申請書受付期限 令和8年9月30日(水)

- ・浄化槽設置工事は、原則、入札により工事を発注しています。工事の事前調査や標準工期の確保のため、申請から設置まで4、5か月要しますので、ご注意ください。
- ・店舗等専用住宅以外の建築物への設置については、審査機関との事前協議等が必要な場合があります。そのため、浄化槽設置までに期間を要することがあります。（大規模人槽の場合は、期間の関係から、設置自体できません。）
- ・原則、表記の申請書受付期限までの申請を受け付けていますが、介護等、急な水洗化が必要となった場合には、ご相談ください。

費用負担

（個人負担）

- ・宅内排水設備工事に要する経費
 - ・浄化槽設置工事完了後 受益者分担金27万円（一括または3分割または12分割）
 - ・浄化槽使用開始後 浄化槽使用料（使用水量に応じた額を毎月）
- ※設置場所等の状況により、増嵩経費

（市負担）

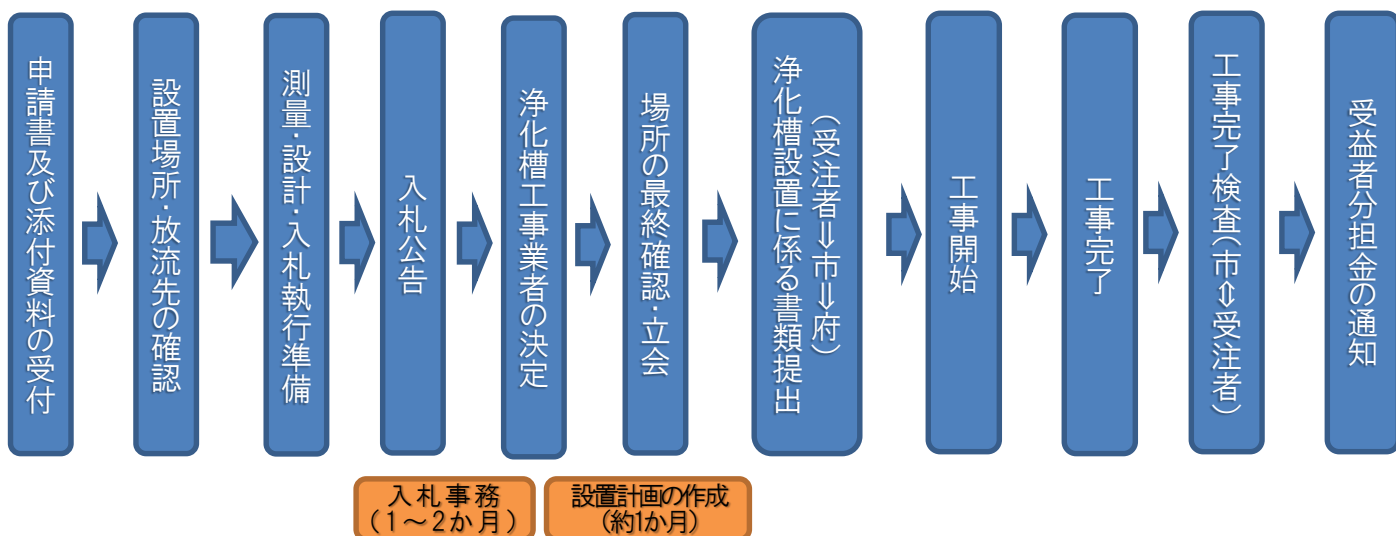
- ・浄化槽設置工事費用
- ・浄化槽維持管理経費

申込方法

- ・「浄化槽設置申請書」、「浄化槽設置承諾書」、「浄化槽の使用開始に関する承諾書」、申請書添付書類一覧の資料を準備いただき、必要事項を記入・押印のうえ、施設課または最寄りの市民局へ提出してください。
- ・申請書等は施設課および市民局にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

裏面もあります

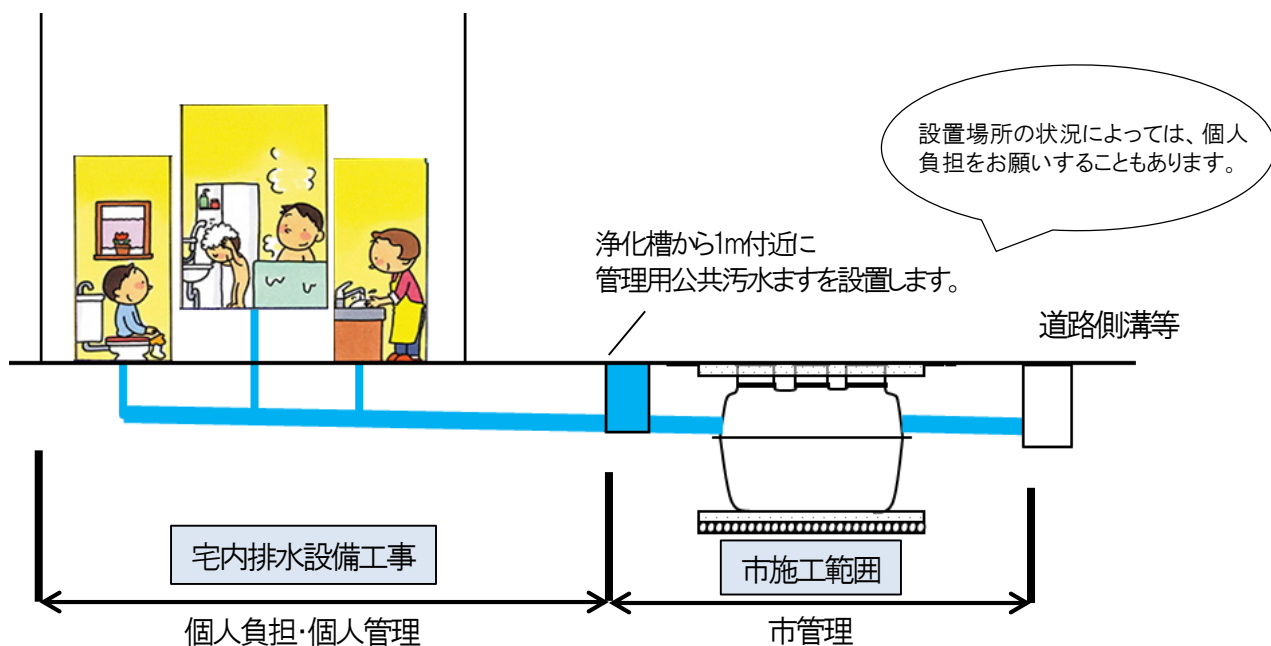
市における、申請から設置までの流れ



※ 入札事務期間確保のため、**4月～6月の設置は希望に沿うことが出来ません。**

※ 店舗や作業場といった専用住宅以外の建物については、人槽算定に審査機関と事前協議等が必要な場合があるため、設置までに期間を要することがあります。

負担区分



<問合せ先>

京丹後市大宮町口大野226番地(大宮庁舎)
京丹後市 上下水道部 施設課
電話:0772-69-0550